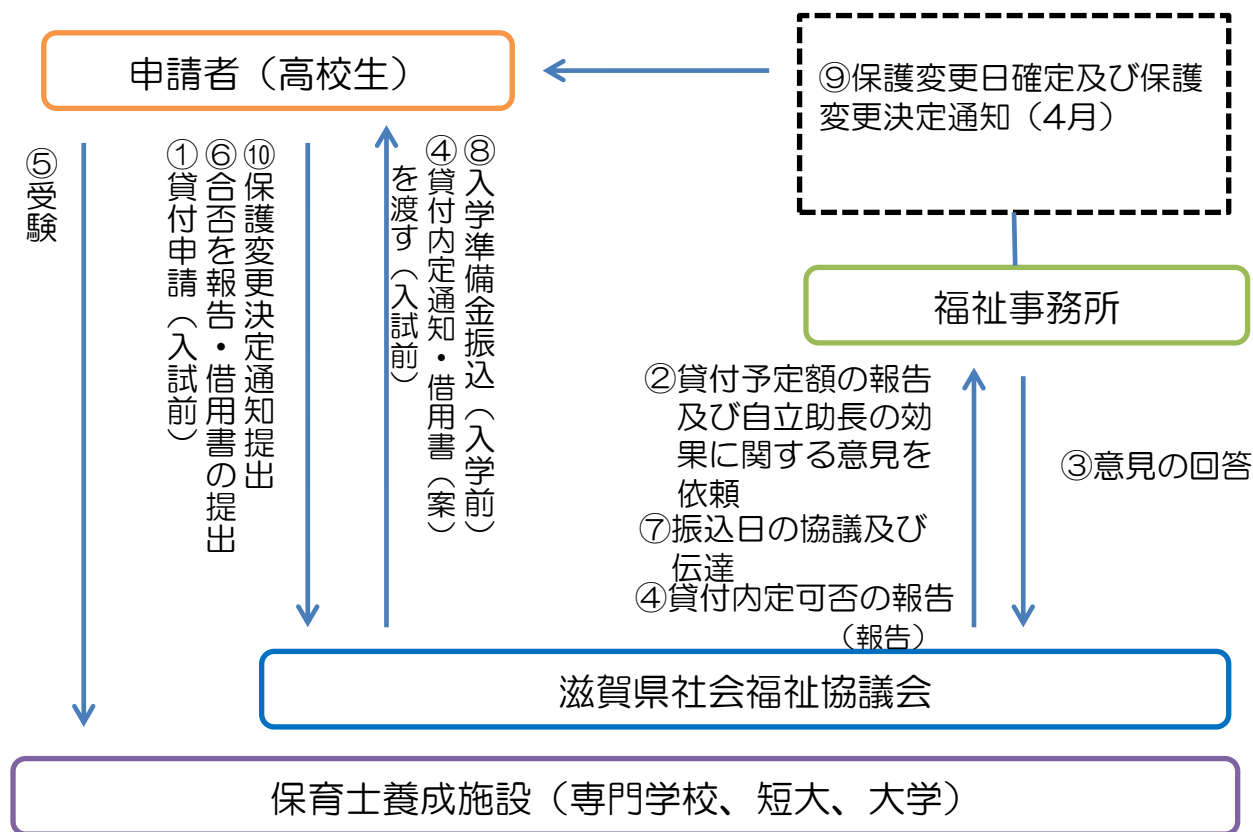


## 保育士養成施設入学前の保育士修学資金の申込・貸付の流れ (生活保護受給世帯の高校生等が対象)



### <生活保護受給世帯の方>

◎貸付申請を希望する方（申請者）は、福祉事務所のケースワーカーと相談してください。

①申請者は、養成施設の入学試験前に次の書類を滋賀県社会福祉協議会に提出してください。

#### 【必須提出書類】

- ・申請書
- ・在籍する高校の学校長の推薦書
- ・成績を証明する調査書または内申書
- ・【連帯保証人①】生活保護受給証明書の写し
- ・【連帯保証人②】課税証明書

※申請時に、独立した生計を営む課税された成年者であること

- ・世帯全員の住民票

※発行後3ヵ月以内で、続柄や在留資格（外国籍の方）が記載されているもの

【任意提出書類】募集人数に達した場合は、作文の内容を選考の参考にさせていただく場合があります。

- ・作文（「保育士を目指したきっかけ」や「自分が目指す保育士」の内容で400文字以上600文字以内で作文。用紙は定めた様式があります）

②滋賀県社会福祉協議会は、福祉事務所長に対して貸付けに関する意見を依頼します。

- ③滋賀県社会福祉協議会は、福祉事務所長から意見の回答を受けます。
- ④福祉事務所の意見を受けた後、貸付審査を行い貸付の内定の可否を決定し、入学試験前に申請者と福祉事務所長に対して通知します。同時に、借用書（案）をお渡しします。
- ⑤申請者は、入学試験を受験します。
- ⑥申請者は入学試験に合格し、入学の意思がある場合、合格通知書の写しと共に、借用書を滋賀県社会福祉協議会に提出します。
- ⑦滋賀県社会福祉協議会は、合格通知書の写しにより合格を確認し、借用書および提出書類を確認のうえ、福祉事務所長と協議を行い、入学準備金、初回の貸付金の振込日を決定します。
- ⑧滋賀県社会福祉協議会は、**入学前に**入学準備金（20万円）を振り込みます。  
※**入学準備金減免を受けられた場合は、入学準備金の返金または保育士修学資金の次回振込分と相殺させていただくこととなりますのでご了承願います。**  
※**修学資金は在学と高等教育の授業料減免額等を確認後、振込みます。（生活費加算の希望がある場合、修学資金に上乗せして振り込みます。生活費加算と給付型奨学金との併給不可）**
- ⑨福祉事務所長は生活保護の変更日を確定し、保護変更（世帯分離）の決定を行います。
- ⑩申請者は、保護変更決定通知書の写しを滋賀県社会福祉協議会に提出します。

#### <本制度に関するお問い合わせ>

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

修学・生活資金グループ

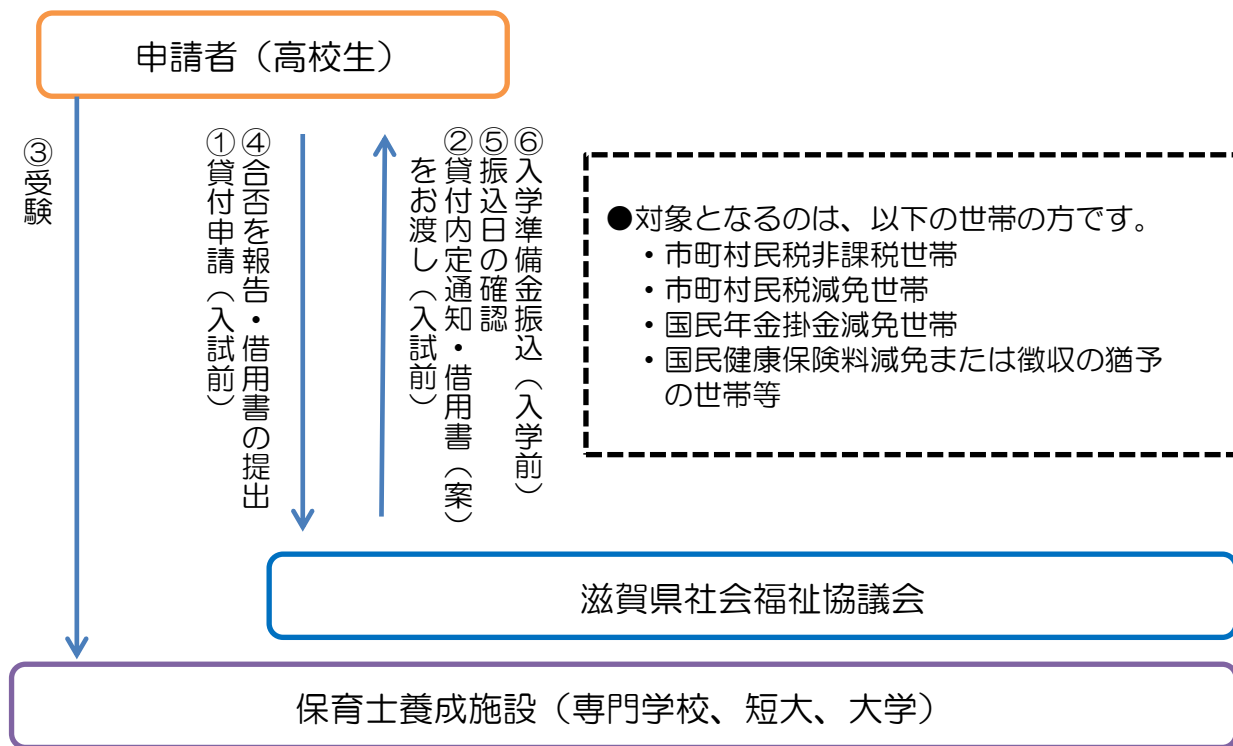
〒525-0072

滋賀県草津市笠山7-8-138 県立長寿社会福祉センター内

TEL 077-567-3958 FAX 077-566-3611

<http://fukushi.shiga.jp/ouen>

# 保育士養成施設入学前の保育士修学資金の申込・貸付の流れ (市町村民税非課税世帯等の高校生等が対象)



## <市町村民税非課税世帯の方>

①申請者は、養成施設の入学試験前に次の書類を滋賀県社会福祉協議会に提出してください。

### 【必須提出書類】

- 申請書
- 在籍する高校の学校長の推薦書
- 成績を証明する調査書または内申書
- 【連帯保証人①】非課税証明書や国保等減免証明書等、世帯の所得の状況が証明できる書類
- 【連帯保証人②】課税証明書※申請時に、独立した生計を営む課税された成年者であること
- 世帯全員の住民票

※発行後3カ月以内で、続柄や在留資格（外国籍の方）が記載されているもの

### 【任意提出書類】募集人数に達した場合は、作文の内容を選考の参考にさせていただく場合があります。

- 作文（「保育士を目指したきっかけ」や「自分が目指す保育士」の内容で400文字以上600文字以内で作文。用紙は定めた様式があります）

②滋賀県社会福祉協議会は貸付の内定の可否を決定し、入学試験前に申請者に通知します。同時に借用書（案）をお渡しします。

③申請者は、入学試験を受験します。

- ④申請者は入学試験に合格し、入学の意思がある場合、合格通知書の写しと共に、借用書を滋賀県社会福祉協議会に提出します。
- ⑤滋賀県社会福祉協議会は、合格通知書の写しにより合格を確認し、借用書および提出書類を確認のうえ、入学準備金、初回の貸付金の振込日を決定します。
- ⑥滋賀県社会福祉協議会は、**入学前**に入学準備金（20万円）を振り込みます。  
※入学準備金減免を受けられた場合は、入学準備金の返金または保育士修学資金の次回振込分と相殺させていただくこととなりますのでご了承願います。  
※修学資金は**在学と高等教育の授業料減免額等**を確認後、振込みます。（生活費加算の希望がある場合、修学資金に上乗せして振り込みます。**生活費加算と給付型奨学金との併給不可**）

#### <本制度に関するお問い合わせ>

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

修学・生活資金グループ

〒525-0072

滋賀県草津市笠山7-8-138 県立長寿社会福祉センター内

TEL 077-567-3958 FAX 077-566-3611

<https://fukushi.shiga.jp/ouen>